

高木市之助
山岸德平

久松潜一
小島吉雄

新訂
平家物語
中

富倉德次郎校註

朝日新聞社刊
日本古典全書

富倉徳次郎（とみくらとくじろう）
明治三十三年東京生。大正十五年
京都大學國文學科卒業。文學博士。
駒澤大學教授。主著「平家物語研
究、卜部兼好、風物帖、とはずが
たり、平家物語全注釋等。

日本古典全書

「訂新 平家物語」中 富倉徳次郎校註

昭和二十四年二月二十五日初版發行

昭和四十五年六月三十日新訂初版發行

昭和四十八年六月三十日第四刷發行

印刷所 凸版印刷株式會社

發行所 朝日新聞社（東京都千代田區

有樂町・大阪市北區中之島・北九

州市小倉區砂津・名古屋市中區榮）

定價 六八〇圓

目次

凡例 三

本文 七

平家物語卷第五 七

都遷 七

月見上 三

月見下 五

物恠 六

大庭草馬 三

朝敵揃 三

鷺沙汰 五

咸陽宮 六

文覺荒行 三

勸進帳 五

文覺被流 六

福原院宣 四

富士川 四

五節付都還 五

奈良炎上 五

平家物語卷第六 六

新院崩御 五

紅葉 六

葵女御 七

小督局上 五

小督局下 六

廻文 付諸國背平家同心源氏 六

目次

二

入道死去……………六

須俣合戰 付法皇法住寺殿還事・大佛事始……………一〇三

慈心坊……………三

横田河原合戰……………一〇九

祇園女御……………六

平家物語卷第七

一六

清水冠者……………一六

木曾牒狀并返牒……………一四三

竹生嶋詣……………一九

連署……………一四七

火打合戰……………三三

主上都落……………一五一

願書……………三四

維盛都落……………一五八

俱利伽羅落……………三九

忠度都落……………一六一

篠原合戰……………一三

經正都落……………一六四

實盛最後……………一五

池殿都落……………一六九

玄昉……………三九

福原落……………一七五

平家物語卷第八

一六

山門御幸……………一六

猫間……………一〇一

名虎……………一四

水嶋合戰……………一〇四

小手卷……………一八

瀬尾最後……………一〇六

太宰府落……………一三

室山合戰……………一三二

征夷將軍院宣……………一九

法住寺合戰……………一三五

平家物語卷第九

三九

宇治川……………三九

河原合戰……………一三七

目次

木曾最後……………	二四三	二度懸……………	二七五
樋口誅……………	二四九	坂落……………	二七九
六箇度合戰……………	二五三	薩摩守最後……………	二八六
勢揃……………	二五八	敦盛最後……………	二九〇
老馬……………	二六四	武藏守最後……………	二九三
一二懸……………	二六八	小宰相……………	二九六

新訂

平家物語

中

富倉徳次郎

凡 例

一、本文は米澤圖書館藏、舊林泉文庫藏の「平家物語」を底本とした。そして底本は漢字主體平假名交り文である。いまこれと同系統の寫本にして平假名書きである京都府立圖書館藏の「葉子十行本」及び沼澤龍雄舊藏（現在駒澤大學圖書館藏本）の「葉子十行本」を參照して校訂した。

一、本文は忠實に底本によることとしたが、明らかに誤寫誤傳と考へられるものは、前記「葉子十行本」を初め、「平家物語」の諸傳本、「屋代本」・「平松家藏古寫本」・「覺一本」・「覺一別本」・「中院本」・「城方本」・「百二十句本」・「城一本」・「時房本」・「流布本」・「四部合戰狀本」・「長門本」・「延慶本」・「源平盛衰記」等を參照して改めた。なほ傳本名中、略號を用ゐたが、「京本」とあるは、京都府立圖書館藏「葉子十行本」のことであり、「沼本」とあるは、沼澤龍雄舊藏「葉子十行本」のことである。

一、底本は漢字主體平假名交り文であるが、そのうち、假名を漢字に改め、漢字を假名に改め、送假名を統一し、句讀點を附すなど、總て讀み易きを期した。また底本には振假名はないが、いまこれをも加へた。振假名については、前記の「葉子十行本」によるところが多いが、また「波多野流墨譜本」・「平家正節」・「前田流墨譜本」も參照した。

一、底本の用字はなるべくそのままとしたが、読み易いやうに、左記の如きものはこれを改めた。括弧内は改訂したものである。

余多(數多) 生取(生捕) 矜(疑) 威(威) 鬼海が嶋(鬼界が嶋) 打手(討手) 打死(討死)
 胡敵(胡狄) 事づて(言傳) 紫震(紫宸) 鹽(潮) 人王(人皇) 勢兵(精兵) 高間原(高天原)
 高御藏(高御座) 勅定(勅詔) 兵物(兵) 天王(天皇) なか半(半) 女姓(女性) 莫太(莫大)
 先さき(眞先) 身なし子(孤子) 宮子(都) 王子(皇子) うけ給はる(承る) 在まし(おはしま
 し) 給ふ(動詞)(賜ふ) 楯籠り(立籠り) の給ふ(動詞)(宣ふ) 伏す(復す) 慄み(揉み) 淺
 猿(あさまし) 跡無姿(あとかたなき) 難在(有難し) 糸惜し(いとほし) 影謹し(うしろめた
 し) 疎々敷(うとうとしく) 浦山敷(うりやましう) 長無(おとなしう) 緩(夥し) 心ざし
 (志) 斗(ばかり) 無本意しは(本意なかりしは) 無止事(やむごとなし) 床敷(ゆかしく) 良
 (やや) 覽(助動詞)(らん) 去程に(さる程に) 哉(助詞)(や・かな)
 などの類。

また假名遣ひも、次のやうなものは括弧内のやうに改めた。

あはて(あわて) いとおし(いとほし) をく(置く)(おく) をくり(送り)(おくり) をくる(遅
 る)(おくる) をし(押し)(おし) おしく(惜しく)(をしく) をしはかられて(推し量られて)

をそれ（おそれ）をそろし（おそろし）をとし（落し）（おとし）をどろかす（おどろかす）を
のをの（おのおの）おのこ（男）（をのこ）をのれ（おのれ）をはす（おはす）をぼす（おぼす）
おめく（をめく）をもらせ（おもらせ）をよぶ（及ぶ）（およぶ）ころおひ（頃ほひ）さはぐ（さ
わぐ）すへ（据ゑ）（すゑ）たをれ（たふれ）たえず（堪へず）とおう（遠う）（とほう）なをす
（直す）（なほす）まいる（まゐる）もちひ・もちい（もちゐ）つゐに（つひに）ゆへ（故）（ゆ
ゑ）ゆわる（祝）（いはひ）イ音便を「ひ」としたものの（い）（例）すひたり（すいたり）ウ音便
を「ふ」としたものの（う）（例）さうなふ（さうなう）
などの類。

一、おどり字（々・ム・／＼）の類はすべて普通の文字に改めた。例へば黒々（黒黒）かゝり（かかり）
ゆめ／＼（ゆめゆめ）。

一、促音便と思はれる箇所には多くの場合「つ」を記してゐないが、二種の「葉子十行本」を参照して
「つ」を加へた。しかし「奉る」が「て」「たり」「し」につづく形のやうなものは、「葉子十行本」も促
音を記してゐないし、その發音は「奉つて」「奉つたり」「奉つし」ではなかつたかと考へられるので、い
ま「奉て」「奉たり」「奉し」と表記した。また「仕つたる」も同様に「仕たる」といふ形に表記した。
一、本文中には漢文書の部分がある。さうした部分は普通の書き下し文に改めた。例へば、

母にも不被知（母にも知られず）人の跡を可留世とも（人の跡を世に留むべしとも）頻に雖致諫（頻りに諫めを致すと雖も）。

一、平曲において読みものと呼ばれる、牒狀・勸進帳のやうなものは、底本においては漢文書きであるが、書き下し文に改めた。

一、頭註はその語句の最初に出てゐる箇所で註したが、以後同一の語句のあらはれた場合にも、讀者の便を考へて、適宜重複を憚らず註すことにした場合も多い。ただし固有名詞は重複して記さず、「前出」の註記をしたものが多い。

平家物語

平家物語卷第五

都遷

- (一) 底本「福原へ御幸」とある。いま「覺一本」により改める。
- (二) 急に今日明日のこととは思はなかつたのに。
- (三) なんのお考へもなく御輿にお乗りになつた。「主上をさなう」は底本「主上長無わたらせ」とある。いま「覺一本」により改める。
- (四) 中山顯時の女、大納言平時忠（當時中納言）の北の方。底本「帥の亮」とある。前出（卷三「公卿揃」）。
- (五) 建禮門院。
- (六) 後白河法皇。
- (七) 高倉上皇。

都

遷（卷第五）

治承四年六月三日、福原へ行幸なるべしと聞ゆ。此の比都遷りあるべしと聞えしかども、忽ちに今明の程とは思はざりしものとて、京中の上下騒ぎあへり。剩へ三日と定められたりしが、今日引き上げて、二日になりけり。二日の卯の尅に行幸の御輿を寄せたりければ、主上は今年三歳、未だ幼うましければ、何心なうぞ召されける。主上をさなうわたらせ給ふ時の御同輿には、母后こそ参らせ給ふに、是は其の儀なし。御乳母帥典侍殿ばかりぞ、ひとつ御輿には参られける。中宮・一院・上皇も御幸

ことである。

くの卿相、或は流し、或は失ひ、法皇を城南の離宮に押し籠め奉り、剩へ

(三) 治承三年十月太政大臣師長を流罪とし、大納言資賢など流罪となる。或は失ひは、大納言成親のことをいふ。
 (四) 今残る惡行といへば都選だけである。その惡行として、このやうなことをなすのであらうか。
 (五) 天照大神・天忍穗耳尊・瓊杵尊・彥火火出見尊・鸕鷀草葺不合尊・皇統の祖神である。
 (六) 底本「海人」とある。いま改める。
 (七) 依姫は、綿津見神(海神)の娘である。
 (八) 天神七代(國常立尊・國狹狹尊・豐斟渟尊・泥土瓊尊・大戸道尊・面足尊・伊弉諾尊)に對し、地神五代を加へていふ。
 (九) 神代に對し、神武天皇以下をいふ。
 (一〇) 神代に對し、神武天皇以下をいふ。
 (一一) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (一二) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (一三) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (一四) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (一五) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (一六) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (一七) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (一八) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (一九) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (二〇) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (二一) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (二二) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (二三) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (二四) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (二五) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (二六) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (二七) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (二八) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (二九) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (三〇) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (三一) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (三二) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (三三) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (三四) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (三五) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (三六) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (三七) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (三八) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (三九) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (四〇) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (四一) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (四二) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (四三) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (四四) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (四五) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (四六) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (四七) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (四八) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (四九) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (五〇) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (五一) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (五二) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (五三) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (五四) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (五五) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (五六) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (五七) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (五八) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (五九) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (六〇) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (六一) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (六二) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (六三) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (六四) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (六五) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (六六) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (六七) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (六八) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (六九) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (七〇) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (七一) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (七二) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (七三) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (七四) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (七五) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (七六) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (七七) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (七八) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (七九) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (八〇) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (八一) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (八二) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (八三) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (八四) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (八五) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (八六) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (八七) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (八八) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (八九) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (九〇) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (九一) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (九二) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (九三) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (九四) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (九五) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (九六) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (九七) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (九八) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (九九) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。
 (一〇〇) 神武天皇に對し、神武天皇以下をいふ。

第二の皇子、高倉宮伐ち奉る。今残る所都遷りなれば、かやうにし給ふにや」とぞ人申しける。

都遷りは是先蹤無きに非ず。神武天皇と申すは地神五代の帝、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四の王子、御母は玉依姫、海神の娘なり。神代十二代の跡を承け人代百王の帝祖なり。辛酉歲日向國宮崎郡にして皇王の寶祚をつぎ、五十九年といつし己未歲十月に東征して、豐葦原の中津國に留まり、此の比大和國と名附けたる畝傍の山を點じて、帝都を建て、檀原の地をきり拂つて、宮室を作り給へり。是を檀原の宮と名附けたり。それより以來、代代の帝王、都を他國他所へ遷さる事三十度に餘り四十度に及びり。神武天皇より景行天皇まで十二代は大和國郡郡に都を建て、他國へは遂に遷されず。しかるを、成務天皇元年に近江國に遷して、志賀郡に都を建つ。仲哀天皇二年に長門國に遷して、豐浦郡に都を建つ。其の國の彼の郡にして御門隠れさせ給ひしかば、后神功皇后御世を請け取らせ給ひ、女帝として、鬼界・高麗・契丹まで、責め從へさせ給ひけり。異國の軍をしづめさせ給ひ、歸朝の後、筑前國三笠郡にして皇子御誕生、其の處ふば

(三十五) 五代應神天皇の御誕生の地は三笠郡ではなく、柏屋郡宇美村である。そこに宇美の八幡宮があり、それをその跡とする。

(三十六) 八幡宮の祭神は應神天皇を主神とする。

(三十七) 磐餘(いはれ) 稚櫻宮の詠り。奈良縣櫻井市池之内にあつた。

(三十八) 大和國高市郡白檉村大字輕(奈良縣橿原市大輕町)にあつた。

(三十九) 大阪府松原市上田町にあたる。

(四十) 奈良縣高市郡明日香村。

(四十一) 奈良縣櫻井市岩坂。

(四十二) 底本「喜」とある。筒城宮の事で、京都府綴喜郡田邊町多々羅にあつた。

(四十三) 山城國乙訓郡。今の京都市右京區大原町。

(四十四) 奈良縣高市郡明日香村。

(四十五) 大阪市東區法圓坂町。

(四十六) 奈良縣高市郡明日香村。

(四十七) 前述の舒明・齊明天皇などの岡本宮の南に建てた。これを飛鳥淨御原宮といふ。

(四十八) 奈良縣高市郡明日香村。

(四十九) 平城京。現在の奈良市。

産の宮とぞ申しける。かけまくもかたじけなく八幡の御事なり。位に即かせ給ひては、應神天皇とぞ申しける。其の後神功皇后は、大和國に遷して、岩根稚櫻の宮に御座します。應神天皇は同じき國輕嶋明の宮に栖ませ給ふ。

仁德天皇元年に攝津國難波に遷つて、高津の宮におはします。履仲天皇二年に又大和國に遷つて、十市郡に都を建つ。反正天皇元年に、河内國に遷して、柴垣の宮に栖ませ給ふ。允恭天皇四十二年に猶大和國にかへつて、飛鳥の飛鳥の宮に御座します。雄略天皇廿一年に、同じき國泊瀬朝倉に宮居し給ふ。繼體天皇五年に山城國綴喜に遷して十二年、其の後乙訓に宮居し給ふ。宣化天皇元年にまた大和國に遷つて、檜隈の入野の宮に栖ま

せ給ふ。孝德天皇大化元年に、攝津國長柄に遷つて、豐崎の宮に御座します。齊明天皇二年に猶大和國に遷つて、岡本の宮に栖み給ふ。天智天皇六

年に近江國に遷つて、大津の宮に御座します。天武天皇元年になほ大和國に歸つて、岡本の南の宮に栖み給ふ。是を清見原御門と申しき。持統・文

武二代の聖朝は藤原の宮におはします。元明天皇より光仁天皇まで七代は

是奈良の都に栖ませ給ふ。

(五) 京郷府乙訓郡向日町附近。

(五) 史實としては十二年が正しい。「い
つし」はいひしの促音便。

(五) 藤原鳥養の子。房前の孫。延暦十二
年(七九三)正月、造平京使として古佐
美・賢澄らと共に平安京を檢地企劃し
た。

(五) 底本「玄慶」とある。いま「延慶本」
により改める。尾張荒田氏の出。鑑真に
ついて東大寺に受戒した。

(五) 青龍・白虎・朱雀・玄武は、天の四
方にある星宿の名。また四神といふ。東
に流水あるを左青龍といひ、西に大道あ
るを右白虎といひ、南に澤畔あるを前朱
雀といひ、北に高山あるを後玄武といふ。

(五) 宇多村の地勢の、東賀茂河、西大通、
南鳥羽の田地、北比叡山のあるところか
ら、四神相應の地といつた。四神相應の
地は大吉の地相である。

(五) 「日本紀略」には「十月辛酉」とあ
る。

(五) 桓武天皇から安徳天皇まで三十二
代。延暦十三年(七九四)から治承四年
(一一八〇)まで三百八十七年。

(五) 京都市東山區華頂山南峰。長樂寺の
東にあたるといふ。塚からは正面に京都
市、北東に四明ヶ岳が望まれる。
(六) 特にいふべきことは。

都

遷 (巻第五)

然るを桓武天皇、延暦三年十月に、奈良の京春日の里より山城國長岡に

遷つて、十年といつし正月に、大納言藤原小黑丸・參議左大辨紀古佐美・

大僧都賢澄等を遣はして、當國葛野郡宇多村を見せらるるに、兩人とも

に奏して云はく、「此の地の體を見候ふに、左青龍・右白虎・前朱雀・後

玄武、四神相應の地なり。尤も帝都を定むるに足れり」と申す。仍つて愛

宕郡におはします賀茂の大明神に此の由告げ申させおはします。延暦十三

年十一月廿三日、長岡の京より此の京へ遷されて後、帝王は卅二代、星霜

は三百八十餘歳の春秋を送り向かふ。「代代の御門國國所へ多くの都を

遷されしかども、此の如きの勝地はなし」と桓武天皇特に執し思し食して、

大臣・公卿・諸道の才人等に仰せて、長久なるべきやうにとて、土にて八

尺の人形を作り、鐵の鎧甲を著せ、同じう鐵の弓矢を持たせて、東山の嶺

に西向きに立ててぞ埋まれける。「末代と云ふとも、此の都を他國へ遷す

事あらば、守護神とならん」とぞ、御約束ありける。されば天下に事出で

來んとは、此の塚必ず鳴動す。將軍が塚として今にあり。就中此の都をば

平安城と名附けて、平らかに安き城とかけり。尤も平家のあがむべき都ぞ